

投資信託との相殺と破産・民事再生 (名古屋高裁平成24年1月31日判決)

弁護士 小原 路絵

1 はじめに

金融機関が、再生債務者に対して負う投資信託の解約金返還債務に対応する債権を受働債権として行った相殺の効力に関し、名古屋高裁判決はこれを認めた(以下「本裁判例」という。)¹。これに対しては、上告受理申立てがなされており、最高裁の判断が待たれるところであるが、現時点においても、倒産時における投資信託の解約処理に関して、実務の参考になると考えられることから、本裁判例の争点を中心に、関連する判決等に触れつつ、検討したい。

2 事案の概要

甲乙は、投資信託受益権の管理等を目的とする委託契約(以下「本件管理委託契約」という。)を締結し、乙は、甲から投資信託(以下「本件投資信託」という。)の受益権(以下「本件受益権」という。)を購入していた。乙は、自身が代表を務める会社の債務について、甲に対して連帯保証していたところ、この会社が再生手続開始申立を行い、乙も平成20年12月29日に支払停止となり、同日、甲は、代理人からの通知でその事実を知った。そこで、甲は、平成21年3月23日、本件投資信託の解約実行請求権を代位行使し、投資信託委託会社に本件受益権分の解約を通知し、本件投資信託の受託者が同月26日、甲に一部解約金を振り込んだ。甲は、乙に対し、平成21年3月31日付けで、乙の連帯保証債務(自働債権)と、甲の乙に対する解約金返還債務(受働債権)とを相殺した。その後、乙は、平成21年4月28日付けで再生手続開始申立を行い、同年5月12日に開始決定がなされた。

3 主要な争点と本裁判例の判示

甲の相殺の効力に関し、①民事再生法93条1項3号による相殺禁止²に該当するか、②同法93条2項2号の相殺禁止の例外³に該当するかが、問題となった。

(1)①93条1項3号の相殺禁止

同号は、支払停止後に、支払停止を知って、再生債務者に対して債務を負担した場合の相殺禁止を定めており、本件においては、甲の解約金返還

債務が、乙の支払停止後に負担したものが問題となる。

この点、最判平18・12・14(判例タイムズ1232・228)は、受益者の(差押)債権者の取立の場面において、投資信託の販売会社は、受益者に対し、受託者から一部解約金の交付を受けることを条件として、一部解約金の支払義務を負い、他方、受益者は、販売会社に対し、上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有すると判示しており、本件において、甲の乙に対する解約金返還債務は、ここの停止条件付き債務にあたる。

本裁判例は、甲が、平成20年12月29日に乙の支払停止を知った後の平成21年3月26日に、解約金返還債務を負担したことから、同号に該当するとし、再生債権者の債務が停止条件付き債務の場合であっても、支払停止時に成就していなかった条件が、その後成就して当該債務が現実化した場合には、そのときに再生債権者が再生債務者に対して債務を負担したとして、同号の適用があると判示した。

(2)②93条2項2号の相殺禁止の例外

93条1項3号の相殺禁止に該当するとしても、同条2項2号の相殺禁止の例外に該当すれば、相殺の効力が認められることになり、本件甲の債務の負担が、同号で定める支払停止を知る「前に生じた原因」に基づくかが問題となる。

この点、本裁判例は、甲が停止条件付き債務を負担することになったのは、乙が甲から本件受益権を購入し、これを本件管理委託契約に従って、甲の管理に委ねることにしたからであり、甲の債務の負担はこの原因に基づいており、この原因は支払停止前に生じていたとして、甲の相殺が同号の例外に該当して有効であると判示した。

(3)判示まとめ

本裁判例は、甲が、再生債務者となる乙に対し、停止条件付き債務を「負担した」のは、停止条件が成就して、債務が現実化したときであり、支払停止を知って債務を負担した場合の民事再生法上の相殺禁止に該当するとしながら(上記争点①)、その債務負担の原因は本件管理委託契約等であり、甲が支払停止を知ったのは、この原因の生じた後であったとして、同法の相殺禁止の例外を認めたものと考えられる(上記争点②)。

この点、原審は、争点②において、本裁判例と反対の結論を採り、相殺を否定していた。

4 破産との対比・検討

- (1) 民事再生は再建型の倒産手続であるところ、破産は清算型であり、法の趣旨が異なるが、相殺に関する条文は共通のものも多く(破産法71条及び72条並びに民事再生法93条及び93条の2)、本裁判例や原審も、下記破産における判例を引用して、上記判断を行った。
- (2) まず、最判平17・1・17(金融法務事情1742・35)は、破産債権者の破産者に対する債務が、破産宣告時に期限付き又は停止条件付きである場合に、特段の事情のない限り、期限の利益又は停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に期限が到来し又は停止条件が成就したときにも、旧破産法99条後段(現67条2項後段⁴)で相殺できるとした。
- この判例は、破産法71条1項1号⁵が破産手続開始後に負担した債務との相殺を禁止しているところ、上記67条2項後段との関係が問題になるが、67条2項後段の相殺が、71条1項1号により否定されないことを明らかにしたものといえる。
- (3) また、最判昭63・10・18(金融法務事情1211・13)は、債務の履行がない場合に、占有する手形を取立又は処分して債務に充当できる取引約定を締結した後、支払停止又は破産申立てを知らずに破産者から取立委任のために手形の裏書交付を受け、支払停止等を知った後、破産宣告前に手形を取り立てたことで負担した破産者に対する取立金引渡債務は、旧破産法104条2号但書(現71条2項2号⁶)の支払停止等を知る「前に生じた原因」に基づき負担したものにあたり、旧104条2号本文(現71条1項3号本文・4号)の相殺禁止が適用されないことを示したといえる。
- (4) この点、上記破産法67条2項は、停止条件付き債務の相殺を許容したものといえ、相殺権の行使時期にも制限が加えられていないのに対し(同条1項)、民事再生法には同種の条文はなく、相殺権の行使は債権届出期間内とされている(92条1項)。本裁判例は、再生開始後の条件成就による相殺が許容されないとし、93条1項3号の「債務を負担した」ときとは条件成就時であるとした。

そして、本裁判例の争点②とした「前に生じた原因」に基づく債務負担か否か(民事再生法93条2項2号)も、相殺への合理的期待を保護するものであるが、民事再生の場面である本裁判例においても、上記破産における判例がそのまま妥当するの

か、また、甲が相殺に関する合理的期待を有するのとも問題となった。

ここでいう「原因」は、債務の負担ひいては相殺期待を直接かつ具体的に基礎づけるものである必要があると解されているところ(伊藤『条解』528頁)、本裁判例は、本件受益権が、本件管理委託契約に従って甲に管理されている限り、甲の解約金返還債務は一旦停止条件付き債務として発生し、条件成就により現実化するものであるなどとして、甲が相殺の合理的期待を有しないということとはできないとした。

つまり、本件においては、民事再生法が再生債務者の再建を考えたとき、破産法と比べて、どこまで相殺の合理的期待を認めるべきか、また、投資信託の受益権者と販売会社の管理委託関係における販売会社の解約金に対する相殺への担保としての期待が合理的といえるかをどのように見るかで、判断が分かると考えられる。

5 その他参考になる裁判例

- (1) 大阪地判平23・10・7(判例時報2148・85)(確定)は、破産管財人が解約した破産者の投資信託の一部解約金が、破産者と投資信託取引を行っていた金融機関の破産者名義の指定口座に振り込まれた後に、金融機関の行った相殺が、破産開始後負担した預金返還債務(解約金返還債務ではなく)との相殺にあたるとして、相殺を認めなかった。
- (2) 最小決平23・9・2(大阪高判平22・4・9、大阪地判平21・10・22)(金融法務事情1934・98)は、投資信託の受益者である破産者に対し、販売会社の銀行が、管財人の解約実行請求により販売会社に入金となった解約金の支払債務との相殺を認めた。
- (3) 大阪地判平23・1・28(金融法務事情1923・108)(控訴後和解)は、民事再生の管財人が、投資信託の販売会社である銀行に対し、銀行の行った再生債務会社の投資信託の無断解約が不法行為であるとした損害賠償請求を棄却した。
- (4) 最判平23・12・15(金融・商事判例1382・12)は、会社から取立委任を受けた手形に商事留置権を有する銀行が、再生手続開始後の取立金を取引約定に基づいて債務に充当することを認めた。

6 その他の問題

なお、今回問題にはなっていないが、投資信託を巡る回収の場面では、商法521条の商人間の商事留

置権(本件の乙が商人ではないため。)や銀行取引約定(本件甲乙間で締結されておらず。)が問題になることもある。

以 上

[参考文献]

伊藤真他『条解 破産法』(弘文堂 初版第2刷、平成22年)
 中西正「証券投資信託における受益者の破産・民事再生と相殺一名古屋高裁平成24年1月31日判決の検討」倒産実務交流会〔編〕『争点 倒産実務の諸問題』289頁(青林書院、初版、2012年)
 坂本寛「証券投資信託において受益者に破産手続ないし民事再生手続が開始された場合の債権回収を巡る諸問題」判例タイムズ1359号22頁(2012)
 高山崇彦・辻岡将基「名古屋高判平24.1.31と金融実務への影響」金融法務事情1944号6頁(2012)
 安東克正「8つの裁判例からみた投資信託の回収」金融法務事情1944号13頁(2012)

- 1 名古屋高判平24・1・31金融法務事情1941・133(上告受理申立て)。原審：名古屋地判平22・10・29金融法務事情1915・114
- 2 民事再生法第93条1項3号
 1再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。
 (3)支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。
- 3 民事再生法第93条2項2号
 2前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
 (2)支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因
- 4 破産法67条2項
 2破産債権者の有する債権が破産手続開始の時ににおいて期限付若しくは解除条件付であるとき、又は第百三条第二項第一号に掲げるものであるときでも、破産債権者が前項の規定により相殺をすることを妨げない。破産債権者の負担する債務が期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものであるときも、同様とする。
- 5 破産法71条1項1号
 1破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。
 (1)破産手続開始後に破産財団に対して債務を負担したとき
- 6 破産法71条2項2号
 2前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
 (2)支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立て等があったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因